

発議案第36号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書
について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

令和元年12月11日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	伊 原 忠
	同	三 田 登
	同	飯 川 英 樹

提案理由

国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める
意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。また、最近では鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減ると、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなり、脳の機能低下が生じ、鬱病や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本でも補聴器の普及が求められている。しかし、日本では補聴器の価格は片耳当たりおおむね3万円から20万円まであり、保険適用がないことから全額自己負担となる。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者は、補装具費支給制度により高度・重度の難聴の場合は1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入している。このことから特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では補聴器購入に対する公的補助制度があり、日本でも一部自治体（20自治体）で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている。補聴器の更なる普及で、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることとなる。

よって、本市議会は国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様